

税務ニュース

オーストラリア税務局(ATO)、国別報告の開示(PCbCR)に関する免除申請および登録フォームについてガイダンス草案を公表

2025年7月

EY

Shape the future
with confidence

概要

- オーストラリア税務局(ATO)において、国別報告書(CbCR)の免除申請を検討する際に従うべき指示のPS LA草案に関する法務執行実務指針案(PS LA 2025/D1)がパブリックコンサルテーションのために公表された。
- 免除申請に関する情報が幅広く盛り込まれている。
- 免除申請を検討しているPCbCR親会社はPS LA草案を確認し、2025年9月5日までにATOへコメントを提出するか考慮する余地がある。
- ATOはPCbCR親会社向けに登録フォームを発行した。
- この登録はATOの管理および対応を支援することを目的としており、問い合わせや報告書提出に関して正式な担当者を指名することができる。
- EYは免除申請、登録、PCbCRの作成や提出についてご支援する用意がありますので、いつでもお問い合わせください。

オーストラリア税務局(ATO)は、オーストラリアで現在施行されている国別報告の開示(PCbCR)制度に関する新しい資料を公表しました。

- 法務執行実務指針案[PS LA 2025/D1](#)(PS LA草案)がパブリックコンサルテーションのために公表されました。本草案は、ATOにおいて、報告制度や特定の開示項目に関する免除申請を検討する際に従うべき指示の草案を示しています。
- PCbCRの提出が義務付けられる国別報告書親会社(PCbCR親会社)の[登録フォーム](#)。

PCbCR 規則は、適用範囲が非常に広範です(オーストラリアの企業グループおよびオーストラリアで事業展開する外国の企業グループの双方が対象です)。企業グループは自社が開示義務の対象となる場合には以下の点を検討する必要があります。

- 2025年度についてATOに対して免除申請を行うべきか。
- 期限までに必要な情報をATOに提供するためのシステムおよびプロセスが整備されているか。

免除申請に関するATOのPS LA草案は、ATOが免除申請を認めるか、または特定の情報の開示を免除するかについて、裁量権の行使のために考慮するさまざまな状況を定めています。主な項目は次の通りです。

- ATO長官(税務長官)は制度の透明性という趣旨に照らして異例かつ著しく不釣り合いな例外的状況のみを考慮するために、その裁量権を限定的に行使します。
- 申請が承認される可能性のある状況として、開示が国家安全保障に影響を及ぼす可能性がある場合、オーストラリアまたは外国の法律に違反する場合、当該事業体にとって重大な結果をもたらす商業的に機密な情報を含む場合、または親会社の国・地域でのPCbCRの閾値を下回るが当該期間の為替レート変動によりオーストラリアの制度の対象となる場合などが掲げられています。
- 免除申請にはPS LA草案に記載された詳細な文書が必要です。ATOは標準化された免除申請フォームを提供する予定です。
- 免除は年ごとに付与されますが前年の免除申請から変更がない場合にはATOは簡易様式での申請を受理する場合があります。



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

免除を申請する PCbCR 親会社は申請プロセスおよび ATO とのやり取りを慎重に管理する必要があります。PS LA 草案においては、ATO が決定を下す前に必要に応じて追加情報を求めることなども含め、申請者とやり取りをすることが想定されています。

免除申請を希望している PCbCR 親会社は PS LA 草案を確認し、2025 年 9 月 5 日までに ATO へコメントを提出するか考慮する余地があります。申請は、PS LA 草案の最終版で発行される前に行うことができます。

ATO の PCbCR 登録フォームは法的義務ではありませんが、ATO が制度を管理し対象企業と関与を持つ上で情報提供やガイダンスの更新を目的としています。また、PCbCR 親会社のための登録済みオーストラリアの税務代理人を、問い合わせ対応や報告書提出のための正式な連絡先として指名することも可能です。フォームの詳細については [ATO のホームページ](#) を参照してください。

PCbCR 制度は 2024 年 12 月に制定され 2024 年 7 月 1 日以降に開始される財務報告期間に適用されます。報告は年度末から 12 カ月以内に ATO へ提出する必要があります。2025 年 6 月 30 日が年度末となる納税者の場合、報告期限は 2026 年 6 月 30 日です。2025 年 12 月 31 日が年度末の納税者の場合、報告期限は 2026 年 12 月 31 日です。ATO は提出されたデータをウェブサイト <https://data.gov.au/> 上で公開します。

免除に関する PS LA 草案

PS LA 草案は、PCbCR の全部または部分的免除を 1 年間認めるかどうかについて ATO における手引きとなるものです。これは、免除申請の取り扱い方法を定めるものですが、意思決定者の裁量を制約するものではなく、各案件はその事実と状況に基づき個別に判断されます。

PS LA 草案では以下について概説しています。

- 裁量権行使に関する考慮事項
- PCbCR 義務の免除を求めるプロセス
- 免除申請に際して申請者が提出すべき情報

免除申請を評価する際に考慮すべき原則

PS LA 草案では、免除の承認の結果が、制度の透明性と説明責任、税制との整合性、税務長官の管理と制度の運営に対する国民の信頼を損なってはならないと述べています。

裁量権は制度の透明性という趣旨に照らして異例かつ著しく不釣り合いな例外的状況のみに限定されます。

情報が既に公開されている（または公開される予定）場合、一般市民が容易に入手できる場合（アクセス料の支払いなど）、またはそのような情報から推測できる場合は、免除を正当化する可能性は低いとみられます。事業体が非公開事業体である、または他に公的な報告義務がないという事実は、それ自体が免除を認める正当な状況には当たりません。

例外的な状況の例

申請の承認に際して考慮される状況の例として、開示が以下に該当する場合が含まれます。

- 国家の安全保障に影響を与える場合
- オーストラリアまたは外国の法律に違反する場合
- 商業的に機密であり一般への開示が事業体に深刻な結果をもたらす場合
- PCbCR 親会社の国・地域において事業体の収入が閾値を下回っているが、当該期間の為替変動によりオーストラリアの報告制度の対象となる場合

国家安全保障

情報の開示がオーストラリアまたは他の国・地域の国家安全保障に影響を及ぼす場合、報告の免除が認められる場合があります。ATO は国家安全保障上の理由により開示が求められない情報の種類の一覧を提供しています。単に防衛、諜報、安全保障または法執行部門で事業を行っているだけでは免除には十分ではありません。

PS LA 草案ではオーストラリアの国家安全保障上の懸念により部分的な免除が認められる事例が含まれています。

法令違反

報告免除が認められる理由の 1 つとして、情報の一般公開がオーストラリアまたは外国の法律に違反する場合があります（ただしその外国法がオーストラリアの PCbCR 制度の運用を妨げることを目的としている場合は除きます）。免除申請書には、関連する法律、該当する報告義務、およびその情報の開示がいかにその法律に違反するかを明確に記載しなければなりません。

PS LA 草案には外国の法律違反に関する懸念から部分的な免除が認められる事例を示す詳細な例が含まれています。

商業上の機密性

報告免除の承認に際して考慮される事項として、情報が商業上機密であり、その情報の一般開示が事業体に（客観的な基準で判断して）重大な結果をもたらす場合があります。

商業的に機密な情報とは、開示された場合に事業や事業体を損なう、または不利にする可能性のあるデータです。PS LA 草案には情報が商業的に機密であると考えられる場合を特定する要因のリストが含まれています。ATO は、報告書に記載された情報が提出の最大 1 年前に終了した期間に関するものであるという事実が、情報が公表されることによる影響を軽減すると考えています。したがって、過年度の特定の情報がどのようにして事業に不利益をもたらす可能性があるかについて詳細な説明が必要となります。

PS LA 草案には、商業上の機密性に関する懸念から部分的な免除が認められる例と、非公開事業体への免除が認められなかつた例が掲げられています。

他の国・地域における PCbCR の閾値

ATO は、申請者の所得が本国・地域の PCbCR 閾値を下回る場合、オーストラリアの 10 億豪ドルの閾値を超えていても免除を承認することを検討します。

PS LA 草案にはコンプライアンス遵守の測定に使用される外国通貨に対して豪ドルが下落したため、PCbCR の閾値が一致しないことを理由に完全な免除が認められる例が記されています。

申請のフォームおよび必要書類

免除申請には詳細な申請書が必要であり、PS LA 草案には免除申請に際して標準的な添付書類の一覧が記載されています。ATO は標準化された免除申請フォームを作成しました。事業体は免除申請を提出する前に ATO 登録することが推奨されます。登録フォームの概要は後述を参照してください。

申請には報告免除の内容を説明し、関連書類、法律上および法的な根拠、ならびに公表によって生じ得る悪影響の分析を添えて裏付ける必要があります。提供された情報と申請した免除との間には明確な関連性がなければなりません。

PS LA 草案には提出が求められる証拠類の非網羅的な一覧が含まれています。

ATO は不利な決定を下す前に申請者とやり取りを行うことの重要性を認識しています。ATO は申請者が提供した情報が、免除を裏付けるものではなく、免除申請に関連する事項についてさらなる情報が必要であると判断した場合、決定を下す前にその情報を提供する機会を申請者に与えるよう指示されています。

申請の時期

PCbCR 親会社は報告期間の終了前もしくは終了後に免除を申請することができます。申請は、PS LA の最終版が発行される前に行うことができます。情報の報告期限前に決定が得られるよう、ATO による問い合わせへの対応を含めた十分な審査時間を確保することが重要です。報告期限までに免除申請の結果通知を受け取らなかった場合、事業体は提出期限の延長を申請する必要があります。

申請に対する決定

ATO は、完全免除、部分的免除または免除なしの決定について申請者に書面で通知します。申請の一部のみが免除される場合はその理由を提示しなければなりません。

完全免除の場合、一つの報告期間について全ての公表義務が免除されます。部分的免除が認められた場合には、特定の情報や特定の国・地域に関する報告義務のみが免除されます。

申請者が完全免除を申請した場合でも ATO は代わりに部分的免除しか認めないことがあります。

翌年度以降の申請

免除は一度に 1 つの報告期間に適用されるため、事業体が前年度に免除され、同じ免除を求める場合は再申請する必要があります。ただし、その後の申請については、ATO は以下のように助言しています。

- 情報に変更があった場合、事業体は最新の理由、文書、財務諸表を提出する必要があります。
- 情報に変更がない場合、事業体は変更がないことを確認する旨の書類を提出し、必要であれば、更新された財務報告書を添付できます。この簡易申請の取り扱いは初回免除から 2 期間まで有効です。

決定の見直し

ある報告期間の免除申請について一度決定が下されると、ATO はその期間について再審議することはできません。免除に関する ATO の決定に対して、事業体は異議申し立ての権利はありませんが、代わりにその決定に対して連邦裁判所に上訴することができます。裁判所は決定を覆すことはできませんが、法に従って決定をやり直すよう ATO に差し戻す場合があります。したがって、申請者は、申請書を綿密に作成し、ATO による検討に十分に関与することが肝要です。

PS LA 草案に含まれないその他の免除

オーストラリア政府系事業体の免除については PS LA 草案では取り扱いがありません（そのような事業体は政府による代替的な開示制度や説明責任制度の適用を受ける可能性があるため）。しかし、これらの事業体は標準的な免除申請書を使用して免除を申請することができます。ATO は政府系事業体に対する追加ガイダンスを 2025 年後半に提供する予定としています。

PS LA 草案は、規則によって免除される、または立法文書で指定される事業体の分類に対して、法律で定める免除については言及していません。

ATO 登録フォーム

ATO は、PCbCR 制度の対象となる PCbCR 親会社向けの [登録フォーム](#) および [付属の指示書](#) を発行しました。

法令で義務付けられているわけではありませんが、この登録プロセスは ATO による PCbCR 制度の管理を支援し、次のような場面でのより円滑な対応および継続的な関与を促進するために設けられています。

- ATO への PCbCR の提出
- PCbCR の提出期限の延長申請
- 報告期間における報告義務の免除申請

PCbCR 親会社は海外所在であってもオーストラリア所在であっても ATO に登録することができます。オーストラリアに現在拠点を持たない非居住の PCbCR 親会社については、この登録手続きの一環として ATO 参照番号(ARN)が発行されます。

このフォームでは PCbCR 親会社がその義務を履行できる正式な代表者を指名できます。代表者として選べるのは PCbCR 親会社の指定担当者や従業員、登録済みのオーストラリア税務代理人などが含まれます。

また、フォームでは(該当する場合は)非居住の PCbCR 親会社が 100% 所有するオーストラリア子会社の詳細、複数の子会社がある場合は、開示したグループのオーストラリア源泉所得の大部分を稼得した最も重要または関連性の高い事業体、あるいはオーストラリア国内の恒久的施設の詳細が求められます。

PCbCR 登録フォームは記入可能なポータブル・ドキュメント・フォーマット(PDF)で ATO に電子メールで提出します。提出すると ATO は受領確認の電子メールを送信します。

ステークホルダーと情報開示の管理

オーストラリアの PCbCR 制度は EU 指令や OECD ガイドラインに基づく非公開の CbCR よりも広範囲です。

提出フォームには「課税へのアプローチ」に関する簡素な記述欄が設けられる見込みです。ATO に提出する報告書にはステークホルダーが開示情報を理解する上で必要となる追加的な自主開示を記載する欄は設けられていません。例えば特定の国・地域で税負担率が低く見える理由(繰越欠損金、親会社の CFC(外国子会社合算税制)、第 2 の柱の影響など)は ATO の公開情報からは判別がつかない可能性があります。そのため、企業グループはステークホルダーへのより良い情報提供のために独自の追加的なコンテキストの開示を検討することが望ましいかもしれません。これらの資料への URL リンクを課税へのアプローチ欄に記載することも考えられます。

報告義務を負う事業体は PCbCR が一般市民、メディア、NGO などによって精査され、他の PCbCR 提出内容や公開財務情報との比較を通じて矛盾が指摘される可能性があることを想定すべきです。企業グループは EU とオーストラリアの PCbCR や自主的な開示に関して、協調的なアプローチを取ることが極めて重要になります。

今後のステップ

企業グループは、これらの新しい報告義務を遵守するためのシステムを整備する必要があります。

企業グループはとりわけ EU の PCbCR を含め、その他の報告制度への対応も含めた包括的な対応方針を策定する必要があります。

この PCbCR の義務化に際して、企業グループは、取締役会への説明、ESG(環境・社会・ガバナンス)方針との整合性を図るとともに、透明性の確保が税務当局、オーストラリア国内外の企業規制当局、機関投資家、短期売買目的の投資家、ジャーナリスト、NGO など、幅広いステークホルダーに影響を与えることを認識し、備える必要があります。

EY は PCbCR の提出および申告義務に関するさらなるガイダンスと明確化について引き続き ATO と積極的に協議しています。

EY のサポート

EY は免除申請に関する ATO の PS LA 草案に基づいたアドバイス、免除申請手続きや ATO とのやり取りについてのご支援を提供可能です。

ATO が定める様式に従って登録フォームおよび PCbCR の作成や提出をご支援させていただきます。

EY は、次のように、PCbCR に関する税務およびデータサービスをエンドツーエンドに提供させていただきます。

- オーストラリアおよび EU の報告要件が貴社にどのように適用されるかの予備的な評価、およびそれらの税の透明性開示の対象範囲に含まれるかどうかの判定を支援いたします。これには豪州源泉所得の評価、該当する免除の有無、会計上では連結決算を要しない場合におけるみなし上場グループ規定の検討などが含まれます。
- データ要件の定義、データ準備状況の評価、データソースのレビュー、行動 13に基づく CbCR との整合性を含めた貴社のデータソースからの最適なデータ取得方法の検討、そして自動的な作成の選択肢の提示を支援いたします。
- CbCR の分析を通じてリスク評価や報告内容の可視化を行い、オーストラリアと EU でどのように異なって見えるかを比較検討します。
- 税の透明性に照らして現在の課税へのアプローチを検討するため貴社グループの税務戦略、ガバナンスおよびリスクフレームワークの策定または見直しを支援します。
- 税の透明性が ESG とどのように関連するかを判断し、投資家、取締役会、経営陣などのステークホルダー向けのコミュニケーション戦略構築も支援いたします。

付録 – PCbCR 規則の概要

- これらの措置は 2024 年 7 月 1 日以降に開始する財務報告期間に適用されます。
- この措置はオーストラリアに拠点を持ちグローバル連結総収益が 10 億豪ドルを超える特定のオーストラリアの企業グループおよび多国籍企業の最終親会社 (PCbCR 親会社) に適用されます。これには国内事業のみを行うオーストラリアの企業グループも含まれます。
- デミニス規定 – 報告義務は当該グループのオーストラリア源泉の年間総売上高が 1,000 万豪ドルを超える場合にのみ適用されます。オーストラリア源泉の合算売上高は 1997 年連邦所得税法 (ITAA 1997) で具体的に定義されています。
- PCbCR 親会社は、法人 (オーストラリアまたは外国居住法人)、法人のパートナーシップ、または全ての受託者が法人である信託でなければなりません。
- この制度に基づく報告は、企業グループが特定の国・地域で事業を行っている場合にはその国・地域ごと、およびオーストラリアについて国・地域別の報告を要します。その他の地域については集計ベースでの報告が認められます。現在、特定の国・地域は 40 あり、その一覧を以下に掲載しました。特定の国・地域は EU の PCbCR 規則のリストより大幅に多く、香港、スイス、シンガポールが含まれています。
- PCbCR の全部または一部の開示項目についてはグループ単位または法人単位での免除が認められる可能性があります。
- PCbCR の遅延や報告不履行、重大な誤りを 28 日以内に訂正しない場合には最大 82 万 5,000 豪ドルの罰金が科される可能性があります (現行為替レートで 1 件当たりの違反ごとに適用)。特定の状況下では刑事罰が適用される可能性があります。
- 対象となる事業体は PCbCR を該当する事業年度末から 12 カ月以内に所定の様式に従って税務長官に提出する必要があります。その後、税務長官がオーストラリア政府のウェブサイトで情報公開を支援します。PCbCR 情報の形式 (ATO が data.gov.au 上で公開する予定の XML スキーマを使用) および関連の提出手順については近日中に発表される見込みです。PCbCR 親会社は ATO に情報提供の期限延長を申請することができます。
- 要求される情報の一覧は以下に掲載しました。定量的データは報告期間における PCbCR 親会社の監査済み連結財務諸表から引用しなければならず、もし存在しない場合は仮に上場企業であった場合に作成されたであろう同等の連結の計算書から引用しなければなりません。
- 開示すべき情報 (名称以外) は以下の通りです。
 - グローバル・レポーティング・イニシアティブ基準 GRI-207: 税務 2019 開示の GRI 207-1 および 4 で要求される開示と「整合性を最大限に達成する」ことが求められています (主要なガイダンスとして使用され、開示は GRI 207 の意味に沿うことを目的としており、用語が同一でない場合でも OECD の指針よりも優先されます)。
 - OECD 移転価格ガイドライン (2022 年版)、OECD の PCbCR 実施に関するガイダンス: BEPS 行動 13 の 2022 年版 (特定用語の解釈においてより詳細な情報を提供する場合に使用) ならびに規則で定められたその他の文書を参考にする必要があります。

特定の国・地域の一覧

アンドラ	アンギラ	アンティグア・バーブーダ	アルバ
バルバドス	バハマ	バーレーン	ベリーズ
バーミューダ	英領ヴァージン諸島	ケイマン諸島	クック諸島
キュラソー	ドミニカ	ジブラルタル	グレナダ
ガーンジー	香港	マン島	ジャージー
リベリア	モーリシャス	モナコ	モンステラット
ナウル	ニワー	パナマ	マーシャル諸島
セント・キツ・アンド・ネイビス	セント・ルシア	セント・マーテン (オランダ領)	セント・ビンセント・グレナダス
サモア	サンマリノ	セーシェル	シンガポール
スイス	タークスアンドカイコス	米領ヴァージン諸島	バヌアツ

2024 年 12 月に登録された立法文書で指定された国・地域。当該文書は国・地域を追加または削除するために大臣によって改正される場合があります。

PCbCR 開示

報告要件は以下の通りです。

- PCbCR 親会社は企業グループの課税ヘアプローチについても公表する必要があります。
- 企業グループが事業を行っている各指定国・地域については、PCbCR 親会社はグループ単位で以下の情報を公表しなければなりません(下表参照)。
- 特定の国・地域以外の国・地域については、国・地域別に開示するか、あるいは集計ベースで開示するのか、いずれかを選択することができます。

開示項目の全てを示した一覧は以下の通りです。

オーストラリアの PCbCR 開示要件	注
PCbCR 親会社と企業グループ内の事業体の名称	
課税へのアプローチの説明	1
国・地域の名称	2
主たる事業	3
報告年度末の従業員数	3
第三者への売上高	3
当該国・地域以外の関連当事者からの売上高	3
税引前利益(損失)	3
有形資産の帳簿価額	3
法人所得税納税額	3
法人所得税額(当期発生ベース)	3
発生税額と、税引前利益にその国の税率を乗じて得られる額との差異理由	2
算出および表示に使用された通貨	
注 1 - PCbCR の発行親会社にのみ適用	
注 2 - 集計ベースで報告する特定の国・地域以外の国・地域には適用されない	
注 3 -国・地域別および集計ベースの報告に適用される	

詳細については、以下の EY アドバイザーまでお問い合わせください。

Transfer Pricing Sydney

Danielle Donovan
Tel: +61 2 8295 6333
danielle.donovan@au.ey.com

Tony Do
Tel: +61 2 9276 9925
tony.do@au.ey.com

Karol Fernandez
Tel: +61 2 8295 6588
karol.fernandes@au.ey.com

Sam Lavender
Tel: +61 2 8295 6739
sam.lavender@au.ey.com

Kelly Richmond
Tel: +61 2 9276 9837
kelly.richmond@au.ey.com

Jarrod Thomas
Tel: +61 2 9276 9689
jarrod.thomas@au.ey.com

David Tracey
Tel: +61 2 9248 4885
david.tracey@au.ey.com

Jason Vella
Tel: +61 2 9248 4613
jason.vella@au.ey.com

Rose Wen
Tel: +61 2 9248 5163
Rose.Wen@au.ey.com

Jasper Solgaard
Tel: +61 2 8295 6440
jesper.solgaard@au.ey.com

Transfer Pricing Brisbane

Kevin Griffiths
Tel: +61 7 3243 3754
kevin.griffiths@au.ey.com

Andrew Christy
Tel: +61 7 3243 3467
andrew.christy@au.ey.com

APAC Sustainability Tax Hub

Tammy Allman
Tel: +61 2 9248 4127
tammy.allman@au.ey.com

ジャパン・ビジネス・サービス

Oceania Leader - Patrick Giles-Jones

ジャイルズ・ジョーンズ パトリック
Partner, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170
patrick.giles-jones@au.ey.com

JBS Tax Leader - Michael Hennessey

ヘネシー マイケル
Partner, Tax
+61 7 3243 3691
michael.hennessey@au.ey.com

EY 税理士法人

Hideki Ohori
大堀 秀樹
Associate Partner, Tax
Hideki.Ohori@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multi-disciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2025 Ernst & Young, Australia
All Rights Reserved.

EYSCORE 05097-226Jpn

ED None

 In line with EY's commitment to minimize its impact on the environment, this document has been printed on paper with a high recycled content.

Ernst & Young is a registered trademark.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its Standards Legislation.

ey.com